

No	お問い合わせ内容	回答
1 事業の目的・制度概要等について		
1-1	本事業の目的は何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言等の影響を受け、売上減少や事業縮小等を余儀なくされた市内中小企業等の再起を支援し、京都経済の回復を後押しするため、新しい生活スタイルに対応するための取組、アフターコロナを見据えた事業の改革を図るための取組、及び厳しい経済状況の中で事業の継続を図るための取組に係る経費の一部を補助することを目的としています。 ・ただし、本事業は京都府の営業時間の短縮要請に係る協力金の対象者(令和3年4月25日以降の休業要請等で、新たに時短・休業要請の対象となった方を除く)とならない方を補助する事業です。
1-2	申請締切日が令和3年7月30日の事業とは別の事業ですか。	・いいえ、同じ事業ですが、申請受付期間を含むいくつかの要件等を見直しました。
1-3	令和3年7月12日の制度改正に伴う変更点を教えてください。	<p>特例措置による主な変更点は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上減少要件の変更: 「50%以上減少」を「30%以上減少」に変更 ・売上減少比較期間の追加: 「令和2年12月から令和3年3月まで」を「令和2年12月から令和3年7月まで」に変更※ ・事業実施期間の延長: 「令和3年3月 1日から同年7月16日まで」を「令和3年3月 1日から同年10月15日まで」に変更 ・申請受付期間の延長: 「令和3年4月12日から同年7月30日まで」を「令和3年4月12日から同年10月29日まで」に変更 ・対象となる創業時期の延長: 「令和2年12月20日まで」を「令和3年4月30日まで」に変更 <p>※令和2年4月1日から同年7月31日までの間に創業された方の売上減少要件については、下記No1-5の経過措置があります。</p>
1-4	売上30%以上減少は、いつ時点の比較で記載すれば良いですか。 また、売上等の確認書類について「確定申告書」と「帳簿類」のいずれも必要ですか。	<p><①令和2年7月31日までに創業された方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月から令和3年7月までの間のいずれかの月(以下、「対象月」という)の売上高が、前年又は前々年の同月と比べて30%以上減少していれば対象となります。(ただし、下記No1-5の経過措置有り) <p><②令和2年8月1日から令和3年4月30日までの間に創業された方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月から令和3年7月までの間のいずれかの対象月の直前3箇月間の平均の売上高に比して30%以上減少していれば対象となります。 ・売上等の確認書類は「確定申告書」と「帳簿類」のいずれかひとつで結構ですが、必ず、上記の対象月や比較月のそれぞれの月の売上の分かる箇所を添付してください。
1-5	令和2年4月1日から同年7月31日までの間に創業しましたが、制度改正後、売上減少要件が「対象月の売上高と前年同月の売上高との比較」に変更されたようで、売上要件を満たさなくなりました。もう申請できないのでしょうか。	<p>令和2年4月1日から同年7月31日までの間に創業された方は、制度改正前後の売上比較方法(以下の①及び②)のどちらでも申請が可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①令和2年12月から令和3年7月までの間のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年同月比で30%以上減少している。 ②令和2年12月から令和3年3月までの間のいずれかの月の売上高が直前3箇月間の平均と比較して50%以上減少している。(経過措置)
1-6	補助対象事業の実施期間とは何の期間ですか。 なぜ事業実施期間は令和3年3月1日以降なのでしょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の実施期間(令和3年3月1日から同年10月15日まで)に支払い、かつ納品や作業完了等した経費のみが補助対象となります。 ・京都府内の緊急事態宣言が解除された令和3年3月1日以降に再起のために実施された事業に対して補助を行うためです。

No	お問い合わせ内容	回答
2 補助対象者について		
2-1	時短要請に協力して協力金を受けた(受ける)が、申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請できません。本補助金は、時短要請協力金の対象とならない方を支援するためのものですので、ご理解をお願いします。 ・実際に時短要請協力金を受けられたかどうかに関わらず、時短要請協力金の対象であれば、本補助金の申請はできません。 ・1事業者が複数運営する施設のうち1つでも時短要請協力金の対象施設があれば、本補助金の申請はできません。 ・ただし、4月25日以降の緊急事態宣言の再々発令等に伴って、新たに休業要請・時短要請の対象施設※となり、協力金の対象となった方は、申請可能です。 <p>※新たに休業要請・時短要請の対象となった施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗) ・大規模施設(施設の床面積の合計が1,000平方メートル超)、当該施設のテナント・出店者 ・通常営業において、酒類又はカラオケ設備を提供し午前5時から午後8時までの間に営業していた飲食店等
2-2	国が実施している「一時支援金」(法人は60万円、個人事業者は30万円が国から給付されるもの)や「月次支援金」(一月あたり法人は20万円、個人事業者は10万円が国から給付されるもの)を受ける場合でも、本補助金は申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請できます。
2-3	複数の法人を経営していますが、それぞれの法人で申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業者・団体につき1回のみ申請が可能ですので、複数の法人を登記をされている場合、それぞれの法人で1回のみ申請が可能です(ただし、挙証資料として、それぞれの法人の登記事項証明書が必要となります)。 ※複数の事業所を持たれている場合であっても、1法人であれば申請できるのは1回のみです。
2-4	NPO法人は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業を行うNPO法人等、収益事業を行っている会社以外の法人についても幅広く対象となります。ただし、収益事業に関して売上減少が30%以上あることが要件となりますのでご注意ください。
2-5	個人事業者は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市内に住民票を有し、かつ本市の区域内で事業を営む個人事業者、又は、京都市に店舗、事務所を持つ個人事業者が対象となります。ただし、売上減少が30%以上あることが要件となりますのでご注意ください。
2-6	複数の事業を営む個人事業者ですが、個別の事業で売上が30%以上減少していれば申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ、申請できません。個別の事業の売上高ではなく、個人事業者として営まれているすべての事業の売上高合計で比較してください。
2-7	商店会、業界団体は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事業所が市内にあること、又は構成員の半数以上が、市内に事業所を設けている場合は商店会、業界団体は対象となり、売上減少要件は、不要としています。
2-8	劇団で活動している者ですが「団体」として申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・任意団体の場合は「団体」としては申請できません。もし登記をされている場合は「法人」として申請してください。また、団員の方が「個人事業者」としての要件を満たす場合は、各人で個人事業者として申請してください。

No	お問い合わせ内容	回答
2-9	アート活動をしている個人事業者ですが、他に給与収入を得ています。対象となりますか。	・給与収入がある場合でも、開業届等や確定申告書の事業収入等から個人事業者としての事業が確認できれば対象となります。ただし、給与収入のみの場合は対象なりません。 なお、売上減少要件については、給与収入を除く個人事業者としての売上のみで30%以上減少している必要があります。
2-10	すでに、本補助金の交付を受けていますが、今回延長となった令和3年4月から同年7月の任意のひと月の売上高比較で、再度、申請できますか。	・再度の申請はできません。本補助金事業では、1事業者・団体につき1回のみ申請が可能です。
2-11	すでに、本補助金の交付を受けていますが、今回延長となった令和3年7月17日から同年10月15日までの事業実施期間中の経費を、再度、申請できますか。	・再度の申請はできません。本補助金事業では、1事業者・団体につき1回のみ申請が可能です。
2-12	すでに、本補助金の不交付決定通知を受けていますが、再度、申請できますか。	・再度の申請はできません。本補助金事業では、1事業者・団体につき1回のみ申請が可能です。

No	お問い合わせ内容	回答
3 補助対象経費について		
3-1	人件費や家賃も申請できますか？	令和3年3月1日以降の新たな雇用や契約に係る人件費や家賃は申請できます。(これまでから継続している雇用や契約に係るものは申請できません。また、契約期間ではなく、契約日が令和3年3月1日以降であることが必要です。)
3-2	補助対象とならない経費はありますか。	<p>主なものは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記を除く人件費・家賃等の固定経費 ・光熱水費(電気料金, 水道料金, ガス料金等) ・電話料金, インターネット回線通信料金及び郵送料 ・レンタル・リース費(レンタル・リース期間の始期及び終期が事業実施期間内にあるものを除く) ・割賦払い代金 ・損失補てん, 借入れに伴う支払い利息 ・公租公課(税金, 社会保険料※など) ※令和3年3月1日以降の新たな雇用の経費に係る事業主負担分の社会保険料を除く ・不動産購入費, 不動産賃借に伴う敷金, 礼金, 更新料及び原状回復費 ・官公署に支払う手数料等 ・飲食・接待費 ・交通費(鉄道, 飛行機, タクシー, 高速利用代, ガソリン代等), 宿泊費, 燃料費 ・税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用 ・補助金・助成金・協力金などの申請書類作成のために支払う費用 ・金券(商品券, ビール券, 交通券等), 印紙購入に要する費用 ・車両購入費用(自動車, バイク, 自転車等) ・各種会費及び入会金, 廃棄物処理関係費用 ・専ら娯楽や趣味等のためと考えられる費用(ゲーム機, 楽器, 書籍, 漫画, 雑誌, 玩具, 愛玩動物, 観賞用植物, 理美容関連費用等) ・福利厚生に係る経費 ・雇用削減を伴う事業に係る経費 ・その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用
3-3	令和3年3月1日以降に新規契約した住居の家賃は対象ですか。	住居の家賃は対象となりません。あくまで事業に係る家賃が対象となります。
3-4	物件の契約期間が、事業実施期間(令和3年3月1日～同年10月15日)を超えていますが申請できますか。	<p>令和3年3月1日以降に新規契約した物件の家賃が対象ですが、契約期間が事業実施期間を超える場合は、実施期限(10月15日)までの家賃を日割り計算※で申請いただけます。</p> <p>※(計算例)10月の家賃については合計額に「31分の15」を乗じる。</p> <p>ただし、申請受付期限(10月29日)までに履行の確認書類として家賃の振込明細書等を提出できる場合に限りです。</p>
3-5	令和3年3月1日以降に新規契約した物件の家賃のうち初期費用は対象ですか。	<p>対象となりません。</p> <p>敷金, 礼金のほか更新料, 原状回復費も対象外となります。</p>

No	お問い合わせ内容	回答
3-6	既に購入した物品や機器の費用についても申請可能ですか。	申請できますが、令和3年3月1日以降に支払われた経費のみが対象となります。既に購入された消毒液やマスクの費用などにも幅広くお使いいただけます。
3-7	WEBで物品を購入しましたが、対象となりますか。	対象となります。ただし、領収書に京都府内の住所または電話番号の記載がなければ京都府内に所在する者に支払った経費にはカウントされませんので、ご注意ください。
3-8	福利厚生のため自宅事務所に設置する冷蔵庫や炊飯器は対象となりますか。	対象となりません。私用に供するものと区別できないものは対象外となります。また、福利厚生に係る経費は対象外です。

No	お問い合わせ内容	回答
4 申請書類・添付書類について		
4-1	申請書類やチラシはどこに行けば手に入りますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・各区役所・支所及び商工会議所のビジネスサポートデスク(4拠点)等のほか、再起支援補助金ホームページ上でも取得できます。 ・なお、郵送によるお申込みのほかWEB申請フォームからのお申込みも可能です。
4-2	添付書類の一覧はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・再起支援補助金ホームページ上の「添付書類チェックシート」をご確認ください。
4-3	添付書類として原本が必要なものはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ありません。全てコピーで結構です。 ただし、提出いただいた申請書類一式(添付書類を含む)については、返還やコピーの送付ができません。予めお手元に控えを保管してください。
4-4	法人の確認書類である「登記事項証明書」に記載された本店住所が京都市内でない場合は、本社が京都市内であっても申請できないのですか。	<p>公表されているホームページやパンフレットにおいて「本社」の住所が京都市内であれば、申請できます。登記事項証明書と併せて、ホームページの本社住所掲載箇所等のコピーを添付してください。</p>
4-5	個人事業者であることの確認書類を教えてください。	<p>個人事業者の方は「本人確認書類」のほか、以下の1～4のいずれかひとつが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開業届 2 確定申告書(「收受日付印」又は「受付日時の印字」のいずれもない場合、「受信通知(メール詳細)」も添付してください。) 3 住民税申告書の控え(納税証明書(その2)も可) 4 営業許可証 <p>ただし、京都市外にお住まいの方で、上記1～4のいずれにも、京都市内の店舗・事務所の住所の記載がない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市内の店舗・事務所等に係る光熱水費等の経費を支払っていることが分かる書類(屋号の記載のある直近のものに限る)」又は ・「ホームページで京都市内の店舗・事務所の住所が掲載されている箇所(申請者の店舗等であることが分かるものに限る)」を併せて添付してください。 <p>※提出いただいた書類の画像が粗く、日付等の判別がつかない場合、解像度を上げた書類の再提出を求める場合がございますので、ご注意ください。</p>
4-6	個人事業者の確認書類としては「本人確認書類」のほか京都市内で「光熱水費等の経費を支払っていることが分かる書類」だけがあれば申請できますか。	<p>申請できません。上記No4-5のとおりです。</p>
4-7	団体の確認書類である「定款又は規約等」と「住所が記載された会員名簿」はいずれも必要ですか。	<p>「定款又は規約等」は必要です。</p> <p>上記の定款等に記載された主たる事務所(本部)の住所が京都市内の場合、「住所が記載された会員名簿」は不要です。(主たる事務所が京都市外にある場合は、「住所が記載された会員名簿」を添付してください。)</p> <p>なお、主たる事務所が京都市外にあり、かつ、会員名簿に記載された構成員の住所の半数以上が京都市外にある場合は、補助対象外となるため申請できません。</p>

No	お問い合わせ内容	回答
4-8	新規契約した物件の家賃の添付書類うち、物件の確認書類は「写真」と「地図」のいずれも必要でしょうか。	いずれも必要です。「写真」は物件の写真になります。
4-9	物品購入やサービスに係る経費の確認書類は、支払いの確認書類(領収書)のみ添付すれば申請できますか。	申請できません。 以下の1と2のいずれも必要です。 1 支払いの確認書類(京都府内の者へ支払った経費については発行元の住所が入った領収書) 2 履行の確認書類(納品書, 完了届※, 現物の写真のいずれかひとつ) ※完了届の代わりとして、「申請者」、「領収書の発行元」、「実施日」が分かる以下の書類も添付いただけます。 ・作業報告書 ・整備記録簿
4-10	物品購入やサービスに係る経費の中に対象外経費(法定費用等)が含まれていますが、領収書には合計金額しか記載がありません。この領収書でも申請できますか。	申請できません。 領収書の金額に明らかに法定費用等の補助対象とならない経費(対象外経費)が含まれている場合、補助対象となる経費の判別がつかないため、全額が対象外となります。 上記の場合は、対象経費と対象外経費の内訳が分かる請求書や明細書を、領収書と併せて添付してください。
4-11	支払いの確認書類として「請求書」又は「見積書」のいずれかを添付すれば申請できますか。	申請できません。 必ず「領収書」を添付してください。また、発行元の住所等の記載がない場合は、京都府外からの調達とカウントされますので、ご注意ください。